

## 災害復旧工事に伴う現場代理人の常駐義務緩和措置要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、災害復旧工事の発注に伴う玖珠町建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (条件)

第2条 次に掲げる条件をすべて満たす場合は、工事の受注者（以下、「受注者」という。）は、合計で3件の工事まで（災害復旧工事以外の工事は1件まで含むことができるものとする。）現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、工事を監督する執行機関が適当でないと認めるときは、兼任を認めないものとする。

(1) 玖珠町が発注する工事であること。

(2) 現場代理人が兼任する工事の請負金額の合計が3,500万円未満（消費税を含む。）であること。

(3) 当該現場代理人が、当該工事以外の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

### (申請)

第3条 受注者は、現場代理人を兼任するときは、現場代理人兼任届出書（様式第1号）を工事を監督する執行機関に提出しなければならない。

### (解除)

第4条 受注者は、第2条に規定する条件を満たさなくなった場合等の理由により現場代理人の兼任を解除するときは、現場代理人兼任解除届（様式第2号）を工事を監督する執行機関に提出しなければならない。

### (その他)

第5条 この告示に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。ただし、現在施工中の工事については、条件等に該当していれば施行日前でも適用する。